

返戻金制度

職業紹介事業に係る手数料の返戻金制度は、採用決定者入社日を起算日として下記に定める条件に従い、対価の一部を求人者に返戻するものといたします。

但し、採用決定者に対する求人者の法令違反もしくは労働契約違反に起因する退職の場合はこの限りではないものとします。

尚、求人者と当社との契約において下記と異なる取り決めを行う場合があります。

返戻金制度の対象期間	返戻金額
入社より 90日以内の退職の場合	成功報酬の 50%を返戻